

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 0 第 3 項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号・第 5 項（許可の基準）、 第 5 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項・第 5 項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例）、第 5 条の 4 第 1 項（技能検定）、第 9 条の 5 第 3 項（射撃教習）、 第 9 条の 1 0 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 3 6 条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：